5) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)」に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準を表 2.2.7.2-10 に示す。

表 2.2.7.2-10 ダイオキシン類環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1 pg-TEQ/L以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考

- 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類 の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注)1.大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については 適用しない。

- 2.水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3.土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

4.出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号)」

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、表 2.2.7.2-11 に示す特定施設(それぞれ定められた規模に該当するものに限る。)では、排出される排出ガスまたは排出水について、特定施設の種類及び構造に応じて排出基準が定められている。

表 2.2.7.2-11 ダイオキシン類に係る排出基準が設定されている特定施設

大気関係	水質関係
	パルプ製造用塩素系漂白施設、アルミニウム・同合金製造用溶解炉等の廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設など

注)1.特定施設の中で主な施設のみ示した。

2.出典「平成 11 年度 熊本県環境白書(熊本県環境政策課、平成 12 年2月)」